

## 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果について

平成27年3月24日

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

平成26年11月7日付けで、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集を行った結果、以下のとおり御意見をいただきました。

御提出いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

御協力ありがとうございました。

### 1. 実施期間等

- (1) 募集期間: 平成26年11月7日(金)～平成26年12月6日(土)
- (2) 告知方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省、経済産業省ホームページ
- (3) 意見提出方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール、郵送

### 2. 御意見総数

意見数: 2件

### 3. 意見の概要及びそれらに対する考え方

寄せられた御意見及びそれらに対する考え方については、別紙のとおりです。

## ◆特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案への御意見等に対する考え方

※御意見等に対する考え方に記載の用語は、改正法の用語の定義に従って記載しています。

| No. | 御意見等の概要                                                                    | 御意見等に対する考え方                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 法第91条(報告の徴収)に基づく報告の内容として、廃棄時の回収時には製品に充填されているべき量を記載すべき。                     | 法第91条の規定は、法の規定による措置に関し必要があると認めるときに報告を求めることができるとされているものです。そのため、法第19条に基づくフロン類算定漏えい量等の報告や法第43条第3項に基づく第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収量等の報告等とは異なり、必要に応じて報告を求めるものであり、報告を求める対象及びその内容も個々の状況により変わります。 |
| 2   | 法第91条(報告の徴収)に基づく報告の内容として、管理第一種特定製品の使用等の状況に関する報告内容や書式等は全国で統一していただくようお願いしたい。 |                                                                                                                                                                                      |